

平成19年1月29日

破綻保険会社のソルベンシー・マージン比率及びその後の対応について

金融庁 監督局 保険課

破綻保険会社のソルベンシー・マージン比率の推移

(単位:%)

	会社名	破綻処理開始日	平成9年度 (1997年)	平成10年度 (1998年)	平成11年度 (1999年)	平成12年度 (2000年)
生命 保 険	東邦生命	H11.6.4	154.3	8.5	/	/
	第百生命	H12.5.31	294.6	304.6	▲ 380.2	/
	大正生命	H12.8.28	334.5	384.6	67.7	/
	千代田生命	H12.10.9	314.2	396.1	263.1	/
	協栄生命	H12.10.20	300.7	343.2	210.6	/
	東京生命	H13.3.23	431.6	478.7	446.7	/
損 害 保 険	第一火災	H12.5.1	259.3	330.0	▲ 298.4	/
	大成火災	H13.11.22	580.9	1,035.2	1,022.4	815.2

※ソルベンシー・マージン比率は、平成8年度決算から適用。

※ソルベンシー・マージン比率は、平成9年度決算から各社自主的に開示。(翌年度決算から法定開示。)

破綻保険会社の直前期のソルベンシー・マージン比率

	破綻処理開始日	破綻直前期	旧基準	現行基準 (平成13年3月)
東邦生命	平成11年6月4日	11年3月期	8%	—
第百生命	平成12年5月31日	12年3月期	▲380%	—
大正生命	平成12年8月28日	12年3月期	67%	—
千代田生命	平成12年10月9日	12年3月期	263%	158%
協栄生命	平成12年10月20日	12年3月期	210%	110%
東京生命	平成13年3月23日	12年9月期	370%	190%

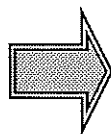
検査結果を踏まえた追加償却・引当額等を前提としたソルベンシー・マージン比率

(単位:%)

	会社名	検査基準日	平成10年度(1998年)	
			検査前	検査後
生命保険会社	第百生命	H11.3.31	304.6	175.3
	大正生命		384.6	342.6
	千代田生命		396.1	231.6
	協栄生命		343.2	313.3
	東京生命		478.7	402.3
損害保険会社	第一火災	H11.3.31	330.0	▲ 74.7

保険会社に対する監督上の措置（ソルベンシー・マージン基準関連）の見直し（13年3月）

○ ソルベンシー・マージン基準の見直し



(1) 有価証券の評価損益の反映（分子）

時価会計の導入を踏まえ、上場株式に加え、非上場株式、国内債券、外国証券の評価損益を新たに対象とする。

(2) 時価評価額に基づくリスク額の算定（分母）

価格変動リスク及び信用リスクの対象価額を取得価額から時価評価額に変更。

(3) 債券の価格変動リスクの導入（分母）

国内債券についても価格変動リスクの対象とする。

(4) 「将来利益」の制限（分子）

有配当契約の減配により生じるリスク対応財源である「将来利益」の算入割合を制限（現行100%→50%）

(注)「将来利益」は、配当準備金繰入額の過去5年間の平均額または直近の実績額のいずれか小さい額としている。

(5) グループ内の銀行等とのダブル・ギアリングの否認（分子）

連結対象となる銀行等との劣後債等の意図的保有を否認。

ソルベンシー・マージン基準導入（8年4月）以降の主な改正経緯

改正年月日	主な改正内容
9年8月1日	劣後債務のソルベンシー・マージンへの算入を容認 資本調達手段の同一業界内のダブルギアリングを禁止
11年1月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定利率リスク（直近データを踏まえリスク係数の見直し） ・ 価格変動等リスク（直近データを踏まえリスク係数の見直し） ・ 将来利益（「直近5事業年度の平均値」を「直近5事業年度の平均値と前年度の値のうちいずれか低い方」と改訂） ・ 巨大災害リスク（リスク総額を算定する際の計算式の改訂：巨大災害リスクについても他のリスク同様に1/2を乗じることとした。）
11年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券の時価（期中においてもS/M比率を報告徴求することができるように「期末簿価」を「帳簿価格」と改訂） ・ ステップアップ金利の取扱い
11年5月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意図的な保有に係る潜脱（第三者を介した迂回）の禁止（銀行と同様の規定）
12年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劣後債務の算入限度額の厳格化 ・ 生・損間のダブル・ギアリングの否認 ・ 期越えのデリバティブ取引を用いた比率嵩上げの禁止 ・ 税効果会計導入に伴う税効果相当額の見直し
13年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券の評価損益の反映（上場株式以外の有価証券も対象） ・ 時価評価額に基づくリスク額の算定 ・ 国内債券の価格変動リスクの導入 ・ 「将来利益」の制限（100%→50%） ・ 子会社等に該当する銀行等とのダブル・ギアリングの否認
16年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風水害リスクに係るリスク相当額の変更 平成3年の台風19号 → 昭和34年の台風15号（伊勢湾台風）
16年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低保証リスクに対応したリスク相当額の新設
18年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三分野保険のリスク計測についてストレステストを導入

再保険取引に係る監督強化について

(平成16年4月26日実施)

1. 強化策の内容

(1) 開示の充実

- イ 再保険の方針、出再・受再の成績(受再正味保険料及び支払再保険料、受再正味保険金及び回収再保険金)について、開示を義務づける。(保険業法施行規則・事務ガイドライン改正)
- ロ 保険会社の貸借対照表及び損益計算書では、責任準備金及び支払備金並びにこれらの繰入・戻入について、再保険を付した部分に相当する責任準備金及び支払備金を控除した後のネットベースでの計上が行われているが、これについて、グロスベースの計数をも併せて注記することを義務づける。(保険業法施行規則・事務ガイドライン改正)

(2) 経理処理の明確化

保険契約を再保険料または再保険金が事後的に調整される再保険契約に付した場合、再保険料の追加支払等が確定した段階で、これに相当する金額(金額が合理的に見積もられる場合に、所要の引当を行うことを含む)を負債計上すること等を明確化する。(事務ガイドライン改正)

(3) リスク管理の徹底

損害保険会社における自律的なリスク管理体制の整備を促すよう、引き受けるリスクの保有限度や出再先の健全性、一再保険者への集中の管理等についての方針を盛り込んだ再保険政策を取締役会等において策定するとともに、それに沿った運用を確保するための体制がとられるべきこと等を明確化する。(事務ガイドライン改正)

(4) モニタリングの強化

損害保険会社による再保険の状況については、年1回、定期的に報告を徴求することとする。

2. 経過措置

(1)については、平成16年4月1日以降に開始する事業年度に係る書類について適用する。ただし、(1)のロの損益計算書に係る注記については、平成17年4月1日以降に開始する事業年度に係る書類について適用する。